

愛知

三重

で開催！！

～70年ぶりの「労働法大改正」！2019年4月施行までにやるべきこと！～

# 有給義務化、残業規制、同一労働同一賃金への具体策！ 「働き方改革」完全対応セミナー

「働き方改革関連法」が成立し、来年4月から順次施行されます。有給休暇の取得義務化や、残業時間の上限規制は、文字通り「待ったなし」のテーマです。いずれも違反すると労働基準法における罰則(罰金)適用となりますので、今までの行政指導レベルとは比較にならない重みがあります。新様式となる36協定(特別条項)や有給管理簿など、実務的に対応しなければならない内容も目白押しです。

契約社員やパート、アルバイトを1人でも雇用している事業所では、「同一労働同一賃金」の問題と向き合わないわけにはいきません。また、「派遣労働者」の「同一労働同一賃金」については、専門家でも難しいといわれるほど難解なルールですので、とりわけ派遣元においては事前の体制の整備が急務となります。

「働き方改革」への対応はこれからの経営を左右する重大テーマであり、早急かつ確実な対策が先決です。そこで今回は、愛知会場と三重会場の2か所で具体的な対応策をお伝えする**無料セミナー**を開催いたします。

講師 **小岩 広宣** (特定社会保険労務士&特定行政書士&国家資格キャリアコンサルタント)

今回のセミナーでお伝えするテーマ

## ①年次有給休暇の取得「義務化」への対応は？

中小企業も待ったなし H30.4～施行／行政指導を超えた罰金適用／有給管理簿がないと命取りに？

## ②時間外労働の「上限規制」に対応する方法

年720時間、月100時間の意味／「36協定」のあり方が大きく変わる！／月60時間超は50%割増に！

## ③難解な「同一労働同一賃金」にどう対応する？

契約社員とパートタイマーとの違い？／定年退職後の嘱託はどうする？／10分で分かる最高裁判例！

## ④「派遣労働者」の同一労働同一賃金は、ズバリこうなる！

現実的なのは「労使協定方式」／法律に対応できる評価制度とは？／派遣法専門家が直球解説



無料

開催日時	会場	参加人数	締切
① 9月29日(土) 13:30~16:00	三重会場(鈴鹿市文化会館)		9月15日
② 11月23日(金) 13:30~16:00	名古屋会場(ウインクあいち)		11月15日

●受講料 : **無料** (各事業所お1人様限定。お2人目からは2,000円)

●定員 : 各会場30名(先着申込順)

●問合せ : 社会保険労務士法人ナデック <http://www.nudec.jp> 担当/山野 TEL 059-388-3608

**ご参加お申込書 FAX:059-388-3616**

事業所名		TEL	
		FAX	
所在地	〒	お名前①	
メールアドレス	@	お名前②	

※当申込書よりお客様から頂いた個人情報、個人情報の保護に関する法律を遵守し、適正に管理致します。